

◆二十九番（今井光子）精神障害者医療費助成制度について質問します。

県は、精神障害者医療費助成制度について、平成二十六年十月から、精神障害者保健福祉手帳の一、二級の方に対し実施することになりました。二級まで対象にしたのは全国三番目で、多くの精神障害者やその家族、関係者の方々が一致団結して運動を進めてきた力が議会や県を動かしたものであります。身体・知的障害者医療費助成制度では、自動償還払いになっており、精神障害者も当然同じやり方とっておりましたところ、新たにスタートする医療費助成制度は、自分で領収書を管理して、領収書とともに市町村に申請する必要があることが判明し、これではせつかくの制度が使えないと、その改善を求める声が挙がっています。請願団体の試算によれば、現行の精神科通院のみに適用されている精神障害者医療費助成制度では、手続きが煩雑で、四割の人が使っていないことが明らかになっています。毎回の領収書をためて、それを持って行政の窓口に行かなくてはならないことは、精神障害者にとって困難が多いことも事実です。

そこで、知事に質問します。今回拡充された精神障害者医療費助成制度についても、ほかの医療費助成制度と同様、自動償還払いを実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、医療費助成制度の窓口負担無料化について要望します。

県の福祉医療制度は現在、一人親家庭、子どもの医療、障害者医療の三分野が対象です。以前は、障害者医療など窓口負担無料の自治体も多く、それが突然自動償還払いで、一旦三割払い、後から払い戻しが自動的に行われることになりました。国が窓口負担をなくしたらペナルティをかけるという間違ったやり方が、無料化を困難にしている原因です。子どもの医療で窓口無料化を行っている県や市町村は、全国的にはかなりの数に上ります。今後、精神障害者医療費助成制度とともに、福祉医療費助成制度の窓口負担の無料化を実施するよう強く要望いたします。

◎ 知事（荒井正吾）精神障害者医療費助成制度の支払い方式についてのご質問、ご所見がございました。

精神障害者の方に対する医療費助成の拡充につきましては、昨年九月議会におきまして請願が全会一致で採択されたところでございます。これを受けまして、精神障害者保健福祉手帳一級、さらに二級をお持ちの方々を対象に、全診療科の入院、通院の医療費を助成することとし、今議会に所要の経費を計上した新年度予算を提案させていただいているところでございます。この医療費助成

制度におきましては、実際に事務事業を行うのは市町村でございます。具体的な助成方法や事務手続の検討などの準備が必要でございますので、新しい助成制度は十月から実施することとしております。この十月からの円滑な事業実施に向けて、今後、予算成立後直ちに市町村と県とで検討会を立ち上げ、償還払いの方法についても詰めていきたいと考えております。なお、現行の精神障害者の方に対する医療費助成は、領収書を添付して市町村窓口申請する手続が必要な方式でございますので、今般の拡充に当たりましては、その手続を福祉医療制度と同様に自動償還方式とすることを望まれるご意見をいただいております。この方式によりますと、精神障害者の方から市町村窓口への申請手続が不要となりますので、障害者の方の負担が少なく、ご要望の趣旨はよく理解できるところでございます。今後はこのようなご意見を十分に踏まえながら、市町村の事務負担や現行制度との整合性などについて市町村と検討を進め、早急に結論を得ていきたいと思っております。